

日本英文学会中部支部規約

第一章 総則

第一条 本会は日本英文学会中部支部と称する。

第二章 目的および事業

第二条 本会は、英語、英米文学研究ならびに英語教育の振興をはかり、あわせて会員相互間および国内外の学会との交流をはかることを目的とする。

第三条 本会は第二条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一、 支部大会の開催
- 二、 日本英文学会発行の支部統合号における支部担当分の編集
- 三、 講演会、研究会の開催
- 四、 同種その他機関との連絡
- 五、 その他本会の目的達成に必要な事業

第三章 会員

第四条 本会の会員資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一、 愛知、石川、岐阜、静岡、富山、長野、福井、三重の各県下の大学（短期大学を含む）その他の教育もしくは研究機関に属し、英語、英米文学の研究または教育活動に従事する者。
- 二、 英語、英米文学の研究者および大学院生で前号の区域内に居住する者。
- 三、 会員の紹介があり、本会の趣旨に賛同する者。

第五条 会員は原則として日本英文学会に所属しなければならない。

第六条 会員は所定の会費を納入しなければならない。

第七条 会費の滞納が2年を超えた場合、会員の資格を喪失する。その場合、未納金の支払い義務は残るものとする。

第四章 運営体制

第八条 本会の運営にあたっては、理事会と運営協議会を置く。

第九条 理事会は、本会の役員人事に関わる事項を審議・決定する。

第十条 運営協議会は理事会の業務を補佐し、役員人事を除いた諸事項を審議・決定する。

第十一条 理事会および運営協議会は通常支部大会開催時に開く。ただし支部長が必要と認めた時、それぞれの会の構成員の3分の1以上からの請求があった時には、臨機に該当する会を招集する。

第十二条 理事会および運営協議会はあらかじめ会議の議題を示し、郵便その他適当な方法をもって招集しなければならない。

第十三条 理事会および運営協議会の議事は出席者（委任状を含む）の過半数をもって決する。

第十四条 次の議決事項は、総会に報告し承認を得なければならない。

- 一、 予算（年会費等を含む）の決定

- 二、 事業計画
- 三、 規約改正
- 四、 役員人事
- 五、 その他、理事会および運営協議会において必要と認めた事項

第五章 理事会

- 第十五条 理事会は、別に定める選挙を経て選出された理事によって構成される。
- 第十六条 選挙で選出された理事は、それぞれの所属や専門等を考慮し、当選人数の五割を上回らない数の人員を推薦理事として選ぶことができる。
- 第十七条 理事には支部長と副支部長が含まなければならない。
- 第十八条 理事は互選によって、支部代表理事と支部代表評議員を選ぶ。
- 第十九条 理事の任期は2年とし、再任は選挙を経て行われる。

第六章 運営協議会

- 第二十条 運営協議会は理事と運営委員によって構成される。
- 第二十一条 運営委員は、第四条第一号における八県下の大学(短期大学を含む)の代表者とする。
- 第二十二条 運営委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

第七章 役員

- 第二十三条 本会には次の役員を置く。
- 支部長1名、副支部長1名、監事1名、理事若干名、運営委員若干名
- 第二十四条 全ての役員は本会の会員でなければならない。
- 第二十五条 支部長は支部を代表し会務を統轄する。
- 第二十六条 副支部長は支部長を補佐し、支部長がその任務を遂行できないときにはこれに代わる。
- 第二十七条 監事は会計を監査する。監事は運営委員を兼ねる。
- 第二十八条 支部長、副支部長、および監事は理事会において選出し、その任期は1期2年、連続2期までとする。

第八章 会計

- 第二十九条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもって支弁する。
- 第三十条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第三十一条 本会の収支決算は監事の監査を受け、総会に報告し承認を得なければならない。

第九章 事務局

- 第三十二条 事務局は、理事会および運営協議会の決定にしたがい、支部運営上の実務業務を行う。
- 第三十三条 事務局は運営協議会において設置校を選出し、事務局長1名、書記若干名をもって組織する。
- 第三十四条 事務局長と書記は支部長が委嘱する。
- 第三十五条 事務局長は運営委員を兼ねる。

附則

第三十六条 支部大会準備委員会については別に定める。

第三十七条 『中部英文学』編集委員会については別に定める。編集委員長は運営委員を兼ねる。

第三十八条 支部には名誉会員を置くことができる。

第三十九条 この規約は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

補足事項

第三章第五条について

- ・法人化により、原則として支部会員は本部会員であることが求められる。しかしながら、過去の経緯や現状を考慮し、当分の間「本部・支部会員」と「支部のみ会員」の二種類の会員の併存を許す。支部のみ会員は選挙権を持たないため、会の運営についての意見は直接事務局に申し出てもらうことで対応する。

第三章第六条について

- ・会費は 3000 円とする。
- ・新規入会者は、学生にかぎり、支部の初年度会費相当を事務局から返還する。

第三章第七条について

- ・日本英文学会の規約に準じる。

第五章十五条について

- ・選挙によって選出される理事の数は 10 名とする。
- ・事前に理事立候補者を募り、候補者名簿を作成する。その後、選挙権を有する会員に候補者の信任を選挙で問う。
- ・理事に関しては、選挙権・被選挙権は本部・支部会員のみが持つ。
- ・選挙管理委員会は事務局に置き、事務局長が選挙管理委員長を務める。

第五章十八条について

- ・支部の理事から日本英文学会の支部代表理事と支部代表評議員を選出する。日本英文学会の理事の任期は 2 年。評議員の任期は 4 年であるため、日本英文学会の評議員に選出された支部理事は 2 期務めることになる。日本英文学会の役員の定年が 65 歳であるため、年齢を考慮して（理事は着任時 63 歳まで、評議員は同 61 歳まで）支部代表役員を選出しなければならない。

第六章二十条について

- ・運営協議会は 35 名程度（理事と運営委員の合計数）で組織する。

第六章二十二条について

- ・選挙による理事選出の後、理事の所属大学や専門など考慮し、理事会と協議の上、支部長名で該当大学に運営委員の選出を依頼する。

第七章二十八条について

- ・支部長等の選出については、理事会は該当する年度の事務局設置予定校と協議し、次期事務局の意向に十分な配慮をしなければならない。

第九章三十三条について

- ・従来の中部支部の選出方法を踏襲する。

第九章三十五条について

- ・事務局長の選出については、支部長は任期年度の事務局設置予定校と協議し、次期事務局の意向に十分な配慮をしなければならない。